萩原、字大原、字鳥居久保、字岩戸口、字外堀、字永山、字諏訪野、字洗ノ本、字城山、字高城、字仁君谷、字駄留、字赤木山、字山塚、字前畑、字下鶴河原、字薮、字竹ノ本、字横町、字向河原、字中河原、字岸立、字黒水川、字仁君谷前田、字木寺、字廣谷、字薮村下、字金瀬、字柳水、字白木八重、字木寄、字鐙、字後鹿倉、字宮迫、字荒谷、字平田及び字菅谷に限る。）、大字川原（字永住、字川原、字上野田、字甲崎谷、字樫、字内屋敷、字小平、字甲ヶ嶺、字百合野、字丸塚、字川間、字本村、字甘只、字櫛野、字今別府、字持見、字廣谷及び字溜水に限る。）、大字石河内（字下谷内、字上谷内、字柳谷、字楠師、字永坂、字浜口、字下鶴、字大谷、字野ノ崎、字石河内、字神前、字地蔵ノ上、字大原、字尾崎、字大久保、字小屋町、字鍋田、字牧原、字倉谷、字春山、字大平、字城、字芋ヶ八重及び字大戸に限る。）及び大字椎木（字四日市、字油田、字立山、字小河原、字一向瀬、字田畑、字下鶴、字重木、字久保畑、字上落水、字竹下、字杉ノ本、字八反畑、字地頭用、字上田、字渡上、字月輪、字鍋田、字寺山、字薬師面、字椋下、字百田、字鴨牟田、字日渡、字藤堂田、字先達屋敷、字木ノ瀬河原、字狐薮、字青柳、字山宮、字比木、字忍原、字大畑、字古川、字松原、字中島、字岩渕、字百合名、字江河口、字荒瀬、字池田下、字池田北、字池田、字仁田畑、字永田、字局田、字門田、字天神面、字甲斐下、字亀ノ木、字宮牧、字揚牟田、字唐土木、字前田、字火除牟田、字岩穴口、字権現平、字牛牟田、字石田、字唐木坪、字柳丸、字大多賀平、字星出、字萱窪、字舟橋、字浦畑、字新田、字石原新田、字出店、字田畑原、字陣ノ内、字小並原、字佛山、字牧ノ内、字片並木、字影平、字下中原、字新古場、字上中原、字桃木窪、字野唐ノ鼻、字似り出口、字坪池、字赤坂、字狐久保、字似り、字赤谷原、字南中原、字北中原及び字大戸亀に限る。）の区域

七　宮崎県児湯郡川南町の区域

八　宮崎県児湯郡都農町の区域

（平成二十二年六月十八日農林水産省告示第九百三十七号）

○農林水産省告示第千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県南佐久郡川上村大字御所平一七の一（次の図に示す部分に限る。）、一七の一〇、一七の一一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県奈良市別所町三七の二、三九の二、四〇の二、三一五の二、三一六の二、三一八、三二六の二、三二七の二、三二七の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字西原八八〇の二九（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県英田郡西粟倉村大字長尾字滝ノ奥一一九五の三から一一九五の五まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市神郷釜村字久栄山六六五の三四から六六五の三八まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市北区建部町大田字ヲフダ四二四三の四・四二四三の五（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町田土字大平三〇四九の二、三〇五〇の二、三〇六〇の二、三〇六一の三、三〇六一の五、字東山三〇六二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第千五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町小川柳野字アゼビ谷五〇七一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字波多島字山神三〇三の四、三〇三の五、三〇三の六、三〇三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字小川内五九三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字玉洗七七〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため